

お知らせです！

にほんご

自転車の「危ない運転」をやめてもらうため

# 自転車運転者講習制度

が 始まりました(2015年6月1日)

自転車の「危ない運転」を 3年で2回以上 繰り返した人は、  
自転車運転者講習を受けなければなりません！

- 講習の時間: 3時間
- 払うお金: 6,000円

※命令を きかないで 講習を受けなかったら  
5万円以下の 罰金を 払わなければなりません

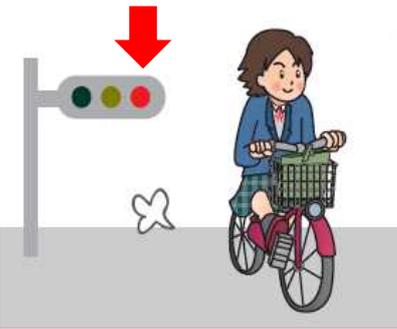


## 「危ない運転」とは こんなもの(①~⑭)

信号や 標識・標示を 無視した(守らない) 運転は ダメ！

### 1 信号無視

信号が 赤のときは、必ず  
止まってください。



### 2 通行禁止道路(場所)通行

自転車が 走ってはいけない 道路や 場所の  
標識が あるところは、走ってはいけません。



### 3 断踏切への立入り

踏切が閉まっているとき、警報(音)が  
鳴っているときは、踏切に 入ってはいけません。



### 4 一時停止違反

「止まれ」の 標識が ある ところでは、一回 止まって、  
左と 右の 安全を 確認してから 行ってください。



あるひとあぶおも うんてん  
歩いている人が危ないと思う運転はダメ!

5 ほどうつうこう しゃどう みぎがわつうこう  
歩道通行や車道の右側通行など



しゃどう くるま みち ほどう ひと  
車道(車の道)と歩道(人の  
道)が 別々の「道路」では、  
ほどう ひと みち を 走ってはい  
けません。車道(車の道)の  
みぎがわ とも 通ってはいけません。

6 ろそくたい ほこうしゃぼうがい  
路側帯での歩行者妨害



ろそくたい しゃどう しろ  
「路側帯(車道の白い  
線の外側)」では、歩  
いている人の 邪魔を  
してはいけません。

7 ほどう ほこうしゃぼうがい  
歩道での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほどう  
自転車が 走ってもいい「歩道  
(人の道)」では、車道側を ゆつ  
くり 走ってください。歩いている  
ひと 邪魔になる ときは、止  
まってください。

8 ほこうしゃようどうろ ほこうしゃぼうがい  
歩行者用道路での歩行者妨害



じてんしゃ はし  
自転車が 走ってもいい  
「歩行者用道路(歩く 人  
のための 道路)」では、  
歩いている 人の 邪魔を  
してはいけません。

こうさてん あぶ うんてん  
交差点の危ない運転はダメ!

9 さほうしゃゆうせんぼうがい  
左方車優先妨害  
ゆうせんだうろつうこうしゃぼうがい  
優先道路通行車妨害など



しんごう かい こうさてん はい  
信号がない 交差点に 入ると  
き、左から 来る 車や、広い  
道路を 走っている 車の  
邪魔を してはいけません。

10 うせつじ ちよくしんしゃ させつしゃ  
右折時の直進車や左折車への  
つうこうぼうがい  
通行妨害



こうさてん みぎ ま  
交差点で 右へ 曲がると  
き、まっすぐ 行く 車や  
左へ 曲がる 車の 邪魔  
を してはいけません。

11 かんじょうこうさてん つうこうしゃぼうがい  
環状交差点通行車妨害

かんじょうこうさてん しんごう まる こうさてん はい かならず はし かんじょうこうさてん はい くるま  
環状交差点(信号がない 丸い 交差点)に 入るとき、必ず ゆっくり 走って、環状交差点を 走っている 車の  
邪魔を してはいけません。

あぶ じょうたい うんてん  
危ない状態の運転はダメ!

12 さけよ うんてん  
酒酔い運転

さけ の じてんしゃ  
お酒を 飲んで 自転車を  
運転してはいけません。



13 せいどうそうちふりょうじてんしゃ うんてん  
制動装置不良自転車の運転

ブレーキがない 自転車や、  
ブレーキが壊れている自転車  
に乗ってはいけません。



14 あんぜんうんてん ぎ む いはん  
安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキの 使い方が よくなかったり、安全を 確認しないで、ほかの 人が けがを する  
ような スピードと 乗り方で 自転車を 運転してはいけません。

※ 傘を 差して 運転したり、スマホを 使いながら 運転して 事故をしたときも、安全運転義務  
違反になる ことがあります。

